

## 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の位置づけ

### 障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは

障がい福祉サービス・障がい児通所サービス・相談支援・地域生活支援事業の提供体制について、必要なサービス見込量及びその確保体制並びに連携体制等に関して定める計画です。

障がい者総合支援法及び児童福祉法により策定が義務づけられています。

### 他の計画等との関係図

